

「保育の必要性の認定」における 「保育短時間」の就労時間の下限について

概 要

- 新制度では、保護者の申請を受けた市が「保育の必要性」を認定したうえで、保護者が利用したい教育・保育施設（幼稚園を除く）に申し込みを行うこととなる。
- 保育の必要性により、「保育標準時間」（主にフルタイム就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイム就労を想定）の2区分の保育必要量を設ける。
- このうち、「保育短時間」（1日8時間の保育利用可能）について、就労時間の下限を設定する必要がある。

国の考え方

- 1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めること。
- 現在、上記以外に設定している市町村については、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置を設け、対応することを可能とする。
- 現在、保育園に入園中の児童については、下限時間に変更があっても、引き続き保育園に入園することができる経過措置を講ずる。

那須塩原市の状況

- 現在、那須塩原市においては、下限を設けていない。
 - ※参考 ・全国の市町村（1,742ヶ所）において、
 - 上記の範囲で下限を設定している市町村は777ヶ所（45.2%）
 - 下限を設けていない市町村は670ヶ所（39.0%）
 - ・全国の待機児童がいる市町村（340ヶ所）において、
 - 上記の範囲で下限を設定している市町村は199ヶ所（58.6%）
 - 下限を設けていない市町村は64ヶ所（18.8%）
- 那須塩原市における保護者の月就労時間（二エズ調査より）

☆母親・父親別 月就労時間

	調査数	48H 未満	48H ～ 56H 未満	56H ～ 64H 未満	64H ～ 80H 未満	80H ～ 100H 未満	100H ～ 120H 未満	120H 以上	無回答
母親	1,764	66	30	27	51	174	145	1231	40
	100.0	3.74	1.70	1.53	2.89	9.86	8.22	69.78	2.27
父親	2,423	9	1	1	4	4	4	2335	65
	100.0	0.37	0.04	0.04	0.17	0.17	0.17	96.37	2.68